

(別紙様式1)

## 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 新潟県

農業委員会名： 燕市農業委員会

### I 農業委員会の状況(平成30年3月31日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,912
自給的農家数	536
販売農家数	1,376
主業農家数	306
準主業農家数	562
副業的農家数	508

※ 農林業センサスに基づいて記入

	農業者数(人)
農業就業者数	2,392
女性	1,182
40代以下	243

※ 農林業センサスに基づいて記入

	経営数(経営)
認定農業者	778
基本構想水準到達者	43
認定新規就農者	2
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	5,140	420	420	0	0	5,560
経営耕地面積	5,054	174	162	12	0	5,228
遊休農地面積	4.3	0	0	0	0	4.3
農地台帳面積	5,173	414	407	7	0	5,587

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 30 年 7 月 31 日

	選挙委員		選任委員				計	合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦		
農業委員数	30	28	1	1	1	3	6	34
認定農業者	—	25	1	1	0	1	3	28
女性	—	1					0	1
40代以下	—	0					0	0

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	5,560 ha	3,971 ha	71.42%
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策の導入により、認定農業者の面積要件(4.0ha以上)が撤廃され、耕作者の大半が認定されている。</li> <li>・構想基準到達に向けて、新たな担い手要件が必要。</li> </ul>		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 100ha (うち新規集積面積 30ha)
	<p>目標設定の考え方: 市の農業経営基盤強化基本構想では、平成35年度までの目標を5,049ha(作業受託含む)、集積率90%と定め、作業受託面積を控除後の集積目標面積を年100haとし、農業委員会、市農政課、農地利用集積円滑化団体(JA等)と連携し、当該目標の達成に向けた推進を図る。</p>
活動計画	<p>※ 10月～12月 農地流動化推進重点期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月:市の広報に、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の制度の記事を掲載する。</li> <li>・11月～12月:農地利用集積円滑化団体等と連携しながら、農地の利用集積を図る。併せて、担い手への農地集積のあっせん活動を行う。</li> </ul>

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	0 経営体	0 経営体	0 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	0 ha	0 ha	0 ha
課 題	<p>農業者の高齢化や担い手不足が加速化する中で、新規参入者の必要性は認知されているが、その課題は、経営資金・農業技術・収穫物の販売・労働力の確保及び経営農地確保等と問題が多岐にわたる。</p>		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

## 2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	0 経営体	参入目標面積	0 ha
活動計画	燕市農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想において、「6.新たに経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項」に沿って、関係機関と連携を図り実施したい。ただし、参入及び面積等の目標数値は設定されていないため実績主義とする。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	5,564.3ha	4.3ha	0.08%
課 題	農地の利用状況調査の実施により、遊休農地の発生を防止する。 不作付け地の解消に向けての作付け誘導などに努める。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2.6ha			
	目標設定の考え方: 調整水田、保全管理農地の作付誘導などにより、農地の有効活用を図る。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		34人	7月～11月	8月～12月
	調査方法	1 管内全域を調査区域とし、目視による巡回調査を一斉に実施する。 2 旧市町又は、旧市町の地区(地域)の範囲で区域を区切り、班の編成と班の責任者を決め、複数の農業委員等で調査を行う。 3 農地が集団的に利用されている地域等(農振農用地区域等)、農地の遊休化が周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査を行う。 4 農地地番図等を利用しながら目視で確認のうえ、遊休農地化している場合には、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り地図等に記録する。(後期パトは、市内を農地部会が巡回し、検討会を開催する)		
		農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11月～1月	2月～3月		
その他				

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	5,560ha	0.0ha
課 題	違反転用は、①地目変更登記にかかる登記官からの照会や②転用者の相談により判明する場合がほとんどである。それらは、住宅が連担する地域で、筆数も多く、農地パトロールによる目視では、発見しにくい地域であり、周辺農業に支障を及ぼすことは見受けられないが、早期発見と適切な指導が重要な課題である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 平成29年度の活動計画

活動計画	違反転用に対する適切な指導と、発生を防止するため、農業者等への周知に努めるとともに、農地パトロールを徹底する。 ①違反転用が発生した場合の是正指導 違反転用(無断転用)農地については、農地への復元、工事中断等の是正指導を基本とし、状況によっては、農地法の手続きを指導する。 ②違反転用の発生防止に向けた取組 5月 ポスターの掲示による農業者等への周知 6月 市の広報誌により、農業者及び一般市民に周知 7月～11月 農地パトロールの実施
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入